

# 行 動 規 範

2014年4月1日改正

## 【目 次】

1. 人権の尊重・労働に関する法令の遵守
2. 環境保全への取り組み
3. 法令および社内規程の遵守
4. 会社財産の管理と保全
5. 会社財産の私物化の禁止
6. インサイダー取引の禁止
7. 財務情報の信頼性の確保
8. 情報の管理と利用
9. 会社の利益と相反する個人の行為の禁止
10. 公務員、取引先などとの不当な利益の授受の禁止
11. 反社会的勢力との関与、取引の禁止
12. 行動規範の遵守と報告・相談について

#### 1. 人権の尊重・労働に関する法令の遵守

ニチレイグループは、人権を尊重し、人種、肌の色、性別、宗教、政治的見解、国籍、社会的地位、出身などに基づく一切の差別を行いません。

ニチレイグループは、あらゆる形態の強制労働、児童労働を排除します。また、職場においては、差別的な言動、暴力行為、セクシャルハラスメント、パワーハラスメントなどを禁止し、賃金（法定の手当てを含みます）および労働時間につき、法定の基準を遵守します。

#### 2. 環境保全への取り組み

ニチレイグループで働くすべての人は、持続可能な社会の実現に向けて、環境保全に関する法令を遵守し、事業活動に伴う環境負荷の低減に取り組みます。また、卓越した食品と物流のネットワークを備える企業集団として、“食”と“健康”の源である地球の恵みを次世代に引き継ぎ、事業活動による生物多様性への影響を把握し、保全に取り組みます。

#### 3. 法令および社内規程の遵守

ニチレイグループで働くすべての人は、各国・地域のあらゆる適用法令、社会規範を遵守して、公正な競争に徹し、誠実かつ正直で透明性の高い企業活動を行います。

ニチレイグループの社内規程は、会社が組織的、効率的に運営されるために必要なルールを明文化したものであり、会社のガバナンスや内部統制上不可欠なものですので、ニチレイグループで働くすべての人が社内規程を正しく理解し遵守しなければなりません。

#### 4. 会社財産の管理と保全

ニチレイグループで働くすべての人は、会社財産を有効かつ効率的に活用するよう徹底しなければなりません。

資産を取得する場合には、その資産が無駄にならないよう計画段階で十分な検討を行うとともに、社内規程に沿った手続きを行い、取得後の資産は紛失、盗難に充分気をつけ管理を徹底します。

また、ニチレイグループは、特許、意匠、商標、営業秘密、著作権などの知的財産権を重視し、自らの財産として保護します。さらに、第三者の正当な知的財産権を尊重し、侵害または不正使用を行いません。

#### 5. 会社財産の私物化の禁止

ニチレイグループで働くすべての人は、公私混同による会社財産の私物化は絶対に行いません。また、商品・備品など会社財産を業務目的以外に使用しません。

## 6. インサイダー取引の禁止

ニチレイグループで働くすべての人は、ニチレイグループ内の重要事実（投資判断に影響を及ぼす未公表の情報）を知ったときは、その事実が公表されるまでは、ニチレイの株式等の売買を行ってははいけません。

また、取引先の重要事実（投資判断に影響を及ぼす未公表の情報）についても、その事実が公表されるまでは、当該企業の株式等の取引を行ってははいけません。

## 7. 財務情報の信頼性の確保

ニチレイグループは、ステークホルダーのために、会計に関する取引を正確かつ適正に処理し、財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローなどの財務報告に関して、真実かつ明瞭な報告を行います。

そのため、財務報告の元となる帳簿、帳簿の記載に影響する可能性のある書類は常に正確で完全なものとする必要があり、不正や虚偽または誤りや誤解を生じさせる行為・記載は行いません。

## 8. 情報の管理と利用

ニチレイグループで働くすべての人は、秘密情報および個人情報を適正に取り扱い、情報システムへの不正なアクセスを禁止する法令や個人情報の保護に関する法令などを遵守して事業活動を行います。

また、秘密情報、情報資産（パソコン、携帯電話など）および個人情報は、各社の情報セキュリティ、個人情報の保護に関する規則やガイドラインなどに則り、取り扱わねばなりません。

## 9. 会社の利益と相反する個人の行為の禁止

ニチレイグループで働くすべての人は、会社の利益のために最善の行動をとる義務を負っています。

また、会社の利益を犠牲にして個人的な利益を得たり、第三者に利益を供与してはいけません。

会社の利益と個人の利益が相反する行為（競業取引や自己取引）を行う場合は、事前に会社に対し報告し、承認を得ます。

## 10. 公務員、取引先などとの不当な利益の授受の禁止

ニチレイグループで働くすべての人は、公務員またはこれに準じる者（以下「公務員等」といいます）との関係につき、適用される法令を遵守し、公務員等に対して、賄賂その他の不当な便益を提供してはいけません。

外国の公務員等に対する贈賄行為も、適用される法令によっては処罰の対象になります。外国の公務員等に対しても国内同様、適用される法令を遵守します。

また、取引先から賄賂、金銭その他私的な利益を受領してはならず、会社の便益を提供してはいけません。

ニチレイグループで働くすべての人は、公務員等、取引先その他関係する者に対する、またはこれらの者からの贈答、接待については、適用される法令のほか、各社の就業規則やガイドラインなどを遵守し、必要な社内手続を行わなければなりません。

#### 1 1. 反社会的勢力との関与、取引の禁止

ニチレイグループで働くすべての人は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を一切持ちません。また、反社会的勢力からの不当な要求には応じず、取引も行いません。

#### 1 2. 行動規範の遵守と報告・相談について

ニチレイグループで働くすべての人は、法令、社内規程、行動規範の違反を察知した場合には、速やかに所属上長または関係部署に報告・相談してください。

その場合において、所属上長および関係部署に対して報告・相談できないときは、内部通報制度を利用してください。

ニチレイグループは、報告・相談した者が不利益を被ることを許しません。

以上